

## 春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年条例第211号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、春日部市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、春日部市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。